

# 福生市教育委員会会議録

平成26年第9回定例会

- 1 開催年月日 平成26年9月26日（金）
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時27分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子  
委員長職務代理者 渡 辺 浩 行  
委 員 徳 永 喜 昭  
委 員 加 藤 孝 子  
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 天 野 幸 次  
参事兼指導室長 石 田 周  
参事兼学校給食課長 鳥 越 裕 之  
庶 務 課 長 町 田 和 子  
生涯学習推進課長 高 橋 清 樹  
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭  
公 民 館 長 萩 原 晴 男  
図 書 館 長 柿 田 芳 久  
主 幹 長 谷 川 智 也  
指 導 主 事 森 保 亮  
指 導 主 事 西 本 充 利
- 8 傍 聴 人 2名

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 選挙第1号 福生市教育委員会委員長の選挙について
- 日程第 4 選挙第2号 福生市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 日程第 5 議案第37号 福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正について
- 日程第 6 議案第38号 福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の一部改正について
- 日程第 7 議案第39号 「玉川上水開削工事跡（第二次登録分）」の市登録史跡登録に伴う諮問について
- 日程第 8 議案第40号 「日光橋」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について
- 日程第 9 報告第34号 平成26年度全国学力・学習状況調査結果概要について
- 日程第10 報告第35号 「福生市不登校児童・生徒月別報告書」及び「個別支援カルテ」について
- 日程第11 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成26年第9回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、徳永喜昭委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告。

教育長から報告願います。

教育長 改めまして、おはようございます。本日もお忙しい中、定例会に出席いただきましてありがとうございます。

各学校においても2学期が始まりまして、子どもたちの夏休み明けの状況というのは大変気になるところでございますが、おかげさまで順調に教育課程の計画どおり進められているということでございます。夏休み中にも大きな事故等についての報告は来ておりませんが、昨今、国内あるいは国外におきましても子どもの命にかかわる案件が大変多く発生しております。不可解な事件、事案というものもあるわけでございますが、大きな憤りとともに私たちが子どもたちの安全安心な生活をいかに守っていけるのか、そしてまたそのような子どもたちをいかに育成できるのかといったようなことを含めて、いま一度気を引き締めて総点検をし、取りかかっているかなければならないということを強く認識いたしております。後ほど触れますが、本市におきましても交通事故等、あるいは夏休み明け特有の心の状態がなかなか落ちつかない、悩める子どもたちの実態報告も学校からいただいているところでございます。そのたびに指導室を初め教育センターともども、子どもたちの実情に沿って見きわめて対応をしておるという状況でございます。

幾つか報告を申し上げたいと存じます。まず、先ほど申し上げましたように報告事項の中で書いてございますが、9月14日に他市において部活動からの帰宅中に中学生自転車事故死という大変痛ましい事故が発生いたしました。この案件が大変近隣市だったということもありますので、すぐに校長会の中で指導室から注意をしております。子どもたちが部活動に限らず自転車を使うということは大変多いわけでございます。特に学校を離れますと、自転車を利用する生活にもなり、私も市内でよく見受けるところ

ろでございます。命にかかわる事故ということではなくても、本市でもそういった事故の報告をいただいておりますのでございまして、改めて細心の注意を払うように指導をしたところでございます。

それから、今日は後ほど報告をいたしますけれども、ここで全国学力・学習状況調査の結果について御報告を申し上げたいと存じます。ことし4月に実施されました全国学力・学習状況調査、この結果でございますけれども、新聞報道等において既に全国あるいは都道府県の単位ごとの結果について報道されたところでございます。私どもは、この結果についてはこの調査の趣旨にのっとり、前回同様、学校ごとのデータについて公表しないということで進めているところでございます。これまで私どものこの学力調査の結果については、基本的にはその調査の主体であります、例えば今回で言えば全国との平均の差、あるいは東京都であれば東京都との平均の差というものを例年お示したところでございます。その点で申し上げますと、後ほど詳しく担当から説明はいたしますが、かなりの学校で努力の跡が見られる、さまざまな施策の成果が見られると感じております。今般の議会におきましても、市議会の中で学力問題も取り上げていただいております。その中でも申し上げますが、私どもは平均との差ということで回答しているところです。小学校においては、例年に比べますと若干その平均の差が縮まってきております。1ポイントから2ポイント、教科によっては2ポイントから3ポイント縮まってきたかなと思っております。中学校においては、大きな躍進を見せておりまして、その平均を上回っているということでございます。この調査から、限定した学年ではありますけれども、市議会でも全国の水準であると答弁申し上げたところでございます。ただ、こういった調査につきましては、非常に慎重に、あるいは深く分析をさせていただいておりますので、後ほどその視点について御報告申し上げますが、私どもが進めてまいりました学校教職員の人事、それから東京都のパートナーシップ事業、あるいは日常の教職員の授業改善、そういったものの変化が最近見てとれまして、そういったことの成果が大きいと感じております。教育委員会におきましてもこのへんに向き合う教員の姿勢に対して御指摘をいただいたこともございましたが、指導をより強化し、学校が子どもたちの学力向上に対し真摯に取り組んでいる、その成果を見てとれると感じております。ただ、先ほど申し上げましたように、学年によっては、この差が縮まらず、若干離れる場合もございまして、慎重を期しながらも引き続きさまざまな施策を活用し、学力向上に向けて

努力を重ねていきたいと思えます。

それから、今般の市議会についてでございます。メモのとおりでございますけれども、さまざまなやりとりの中で議員の皆様からの期待も大きく感じられるところでございます。そしてまた、25年度の決算につきましてもおかげさまで教育委員会全体で一体となって、さまざまな質問に対して正確に答えることができました。答弁に対して正確に答えることができるということは、日常的にそれだけ自信を持ってしっかり取り組んできたあかしであると私は受けとめております。職員の日常の努力がそのようなところに感じられました。

そのほかにつきましては、メモにしているとおりでございます。何度も申し上げますが、ただ今、秋の全国交通安全運動ということで教員に通学路に立っていただいたり、推進委員の方々にも御苦勞をおかけしております。今後とも引き続き、子どもたちの安全安心、市民の安全を最優先にさまざまな事業展開を行ってまいりたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

委員 長

教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、選挙第1号、福生市教育委員会委員長の選挙についてを行います。

現在の委員長の任期は9月30日までとなっておりますので、福生市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき選挙を行います。選挙の方法は、委員の無記名投票により最多票を得た者が当選人となります。

なお、新委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により平成26年10月1日から1年間となりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思えます。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

委員 長

配付漏れはありませか。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱確認)

委員 長

これより投票を行います。

(投票)

委員 長

投票漏れはありませんか。

投票箱を閉じます。

それでは、ただいまから開票を行います。

なお、集計については加藤委員に立ち会いをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委 員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より、投票の結果について報告願います。

庶 務 課 長 それでは、開票結果を御報告いたします。

投票総数5票、有効投票5票、有効投票中、平野裕子委員4票、有効投票中、渡辺浩行委員1票。

以上でございます。

委 員 長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、投票の結果、福生市教育委員会委員長に、私、平野が当選いたしました。

それでは、改めまして一言御挨拶させていただきます。ただいまの選挙で再び教育委員長になりました平野でございます。まずは、この1年間、本当に委員の皆様、行政の皆様の御協力を得て何とかやってこられましたことを感謝申し上げます。

今、教育委員会の組織が大きく変わろうとしておりますが、福生市の教育もここで大きな第一歩を踏み出したところだと思えます。そのような状況を考えますと、委員長としての責務の重さに改めて身が引き締まる思いをしております。これからも皆様と一緒に手を携えながらふっさっ子の未来のため、また福生の市民が福生人として豊かな心で暮らせる、そういう福生のまちづくりを目指し、福生の教育、福生の文化の向上に努めてまいりますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で選挙第1号を終わります。

次に、日程第4、選挙第2号、福生市教育委員会委員長職務代理者の指定についてを行います。

本件は、渡辺浩行委員の委員長職務代理者の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、改めて委員長職務代理者の指定を行うものです。

なお、委員長職務代理者につきましては、福生市教育委員会会議規則第7条第2項の規定に基づきまして、委員の互選で決定することになっております。

委員長の職務代理者の任期につきましては、法的な定めはありませんが、慣例により就任日より1年間となります。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委 員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長職務代理者につきましては、渡辺浩行委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 異議なしと認めます。よって、委員長職務代理者は渡辺浩行委員に決定いたしました。

なお、渡辺浩行委員長職務代理者の任期につきましては、平成26年10月1日より平成27年9月30日までとなります。

それでは、委員長職務代理者から御挨拶をお願いいたします。

渡 辺 委 員 改めまして、委員長職務代理者ということで御指名いただきました渡辺でございます。先ほどの委員長同様ふっさっ子の未来のために努力するつもりでございますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

委 員 長 ありがとうございます。

以上で選挙第2号を終わります。

ここで、審議についてお諮りいたします。日程第5、議案第37号、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正について及び日程第6、議案第38号、福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の一部改正については、関連がありますので、一括審議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第37号及び日程第6、議案第38号を一括して参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼学校給食課長 それでは、日程第5、議案第37号、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正について、提案理由並びにその内容を説明させていただきます。

初めに、提案理由でございます。平成26年10月1日付で最低賃金法に基づく東京都の地域別最低賃金が869円から888円に改定されることによ

りまして、現行の配膳パートタイマー賃金 870 円を上回ることから、改正しようとするものでございます。

次に、その内容でございます。福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の各号中の「870 円」を「890 円」に改める告示を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

裏面は、雇用規程の新旧対照表です。御参照いただければと思います。

続きまして、日程第 6、議案第 38 号、福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の一部改正について、提案理由並びにその内容について説明させていただきます。

初めに、提案理由でございますが、こちら最低賃金の改定に伴うものでございます。栄養士パートタイマーの賃金につきましては、改正後の最低賃金より現行は上回っておりますが、平成 13 年度に本規程の制定後、一度も改定を行っておりませんでした。今回の最低賃金の改定で 3 年連続の改定が行われ、配膳パートタイマー賃金との間差が縮まってまいりましたので、一定の間差を確保する必要があるため、賃金改定を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございます。福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の各号中の「1,400 円」を「1,420 円」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

こちら、雇用規程の新旧対照表を御参照いただければと思います。

最後に、学校給食に関連しますパートタイマーには調理員パートタイマーがございしますが、学校給食課が所管します雇用規程を整備しておりません。そちらにつきましては、市長部局職員課が所管します福生市パートタイマー雇用規程に含み対応しておりまして、こちらにおいても現行 940 円を 960 円に引き上げる改定を行います。

説明は以上でございます。原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。



お諮りいたします。議案第37号、議案第38号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第39号、「玉川上水開削工事跡（第二次登録分）」の市登録史跡登録に伴う諮問についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第7、議案第39号、「玉川上水開削工事跡（第二次登録分）」の市登録史跡登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして玉川上水開削工事跡（第二次登録分）を福生市登録史跡として福生市文化財登録台帳に登録することを福生市文化財保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

次に、内容でございますが、先ほどの規定に基づき、教育委員会委員長より文化財保護審議会の会長に諮問するものでございます。この諮問のための調書を資料として添付しております。

所有者につきましては、福生市と東日本旅客鉄道株式会社でございます。地形図では青色の部分が東日本旅客鉄道株式会社の所有地、赤色の部分が福生市の所有地となっております。所在地は、福生市熊川1364番地1、同じく1365番地1、同じく1367番地1の計3筆に所在するものでございます。既に福生市指定及び登録史跡になっているみずくらいど公園内の玉川上水開削工事跡と同じく、現状の玉川上水を開削する以前に失敗した流路と考えられる溝状の遺構でございます。

所在につきましては、赤で囲んだ部分が今回の遺構で、青で囲んだ部分は既に指定登録済みのみずくらいど公園内のものでございます。青色の第一次登録分がありますみずくらいど公園は、JR八高線とJR青梅線の間にあります。赤色の第二次登録分は、JR青梅線とJR五日市線の間にあります。

続きまして、内容についてでございますが、玉川上水は承応2年、1653年に着工しまして、翌年に羽村取水口より四谷大木戸間で開通しますが、流路の確定に当たり数度の失敗があったとの伝説がありまして、その伝説

の一つが福生市熊川地区のみずくらいどでございます。

登録理由についてでございますが、これらの失敗には公式な記録がなく、その所在の有無や場所等については論争がありましたが、その後の文献や地域伝承、地名、昔の航空写真や古老の証言などから、熊川地区における玉川上水開削工事失敗の事実が確実視されるに至り、そのような状況の中で、現みずくらいど公園内の玉川上水開削工事跡がそれを裏づける歴史資料として平成2年に福生市指定史跡とされており、今回の開削工事跡第二次登録分は、その後発見された同様の遺構でございます。開削工事失敗の歴史を強く証明するものであり、さらに、それまでみずくらいど公園内の遺構1カ所のみで点としての位置しか判然としなかった遺構を、2カ所目の存在を示すことによりまして、流路を推定することを可能にするものであり、同遺構は大変貴重な歴史資料であると考えられます。

そこで、玉川上水開削工事跡第二次登録分を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会に御審議を賜りたいと考えております。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。地図の部分なのですけれども、今回はこの赤線で囲まれた部分が第二次ということですか。

生涯学習推進課長 今回につきましては、この赤色と青色の両方の部分でございます。青色の部分がJRの持ち物になっております。赤色が市の所有地でございます。この両方が今回の登録予定地でございます。

委員長 わかりました。

実はこの部分のことにしまして、平成24年の11月に定例会の中で玉川上水開削工事跡延長部の保護の活用に関する取り扱いということで、保護と活用についての諮問をお願いしてあったのです。それで、翌月の12月にその回答といいますか、建議をいただいたときに、やはりこれは価値のあるものなので、早目に登録をしたほうが良いということだったのですが、今説明がありましたように、この部分はJRの所有地と市の所有地が一緒になっています。でも、その12月の建議の中では、福生市の分だけでも速急に登録し、JRの部分につきましては、できれば福生市にお渡しいただけるようお願いしていくという経緯があったと思います。それから1年ほどたって、この市の部分に関しての登録なのですけれども、それが遅れ

た理由と、この青い点線部分がJ Rの持ち分の土地ということでしたけれども、J Rとはどのような話し合いがついたのか教えていただけますか。

生涯学習推進課長 まず、この登録の予定が遅れた理由につきましては、一体となった登録のほうが価値があるという判断で、一体とした登録をしようとしたものでございます。

J Rとの関係の経過でございますが、なかなかJ Rから許可の話がおりないということがあったのですけれども、ここで覚書を交わすことになっております。J Rの許可もいただく予定になりましたので、あわせてここで登録をさせていただきたいというお願いをしております。

委員長 わかりました。

ほかにもございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第8、議案第40号、「日光橋」の市登録有形文化財登録に伴う諮問についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第8、議案第40号、「日光橋」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、日光橋を福生市登録有形文化財として福生市文化財登録台帳に登録することを福生市文化財保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

次に、内容でございますが、先ほどの規定に基づきまして教育委員会委員長より文化財保護審議会の会長に諮問するものでございます。この諮問のための調書を資料として添付しております。

所有者につきましては、福生市でございます。所在地は、福生市熊川5004番地でございます。拝島駅北口より北側、旧日光街道と玉川上水が交差する地点にかかるレンガアーチ橋でございます。写真は、現在の姿でございます。

また、日光橋は、明治24年、1891年にかけてられたレンガアーチ橋でございまして、その後の昭和24年には両端を拡幅していますが、現在でも橋の下面をのぞくと当初の幅員によるレンガを目にすることができます。資料の中段にある写真の中央部の黒くなって見える部分はその明治時代のレンガでできた部分でございます。設計は、明治期の永代橋などの東京の主だった橋を設計した東京府の倉田吉嗣技師でございます。

次に、登録理由についてでございます。日光橋は、国内に現存する最古の道路レンガアーチ橋と考えられ、また、レンガの内部にはコンクリートが使われており、国内で初めて橋の上部にコンクリートを使った橋とも考えられております。このことから、福生市に限らず近代橋梁の歴史を考える上でも貴重な存在ということが言えるかと思えます。また、現在では北側に設置されている武蔵野橋へと街道の機能が移転しておりますが、江戸時代以来の主要街道である日光街道の名残をとどめているという点で歴史的価値を有していると考えられます。

そこで、日光橋を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして文化財保護審議会に審議を賜りたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質問ではないのですけれども、この日光橋については、ことしの3月議会で杉山議員から御質問があった内容だと思います。私もその後、日光橋を見に行っただけですけれども、外から見て説明がなければ何の変哲もない橋なのですけれども、今回この資料でこの内部を見ることによってその価値がよくわかるというところもあります。前回の諮問は少し遅くなりましたけれども、今回本当にスピーディーに諮問までこぎつけていただきまして、よかったと思っております。

ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第9、報告第34号、平成26年度全国学力・学習状況調査結果

概要についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第9、報告第34号、平成26年度全国学力・学習状況調査結果概要について報告いたします。

本調査は、平成26年4月22日に小学校第6学年と中学校第3学年を対象に実施されました。本資料は、今年度の調査における結果と、特に課題が見られた問題及び児童・生徒質問紙調査から見られた本市の現状について冊子としてまとめたものでございます。

まず、本年度調査の平均正答率及び過去の調査との推移をお示ししました。小学校では、全国の平均には届かなかったものの、昨年度と比べるとほとんどの教科で全国との差が縮まっております。特に知識に関する問題、A問題については大きく改善が見られており、学力の底上げが進展していると判断できる結果になりました。中学校においてもほとんどの教科で全国平均を上回っており、過去の結果と比べると大きく改善が見られております。

資料のグラフをごらんください。今回の全国学力・学習状況調査を受験した学年は、平成25年7月に東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査を受験しております。したがって、その2つの調査における東京との差を比較することで、1年間という短期的な取組の成果を見ることができるといふグラフでございます。このグラフを見ると、小学校国語はほぼ横ばいであり、中学校国語は昨年度から東京都の平均を超える学力があったのですが、これも1年間だとほぼ横ばいと言えます。しかしながら、内容を詳細に分析いたしますと、全く改善されていないということではなく、漢字の問題等に改善が見られるところもでございます。また、算数、数学をごらんください。国語に比べると小学校、中学校ともに明らかに東京都との差が縮まっております。この要因は、1年間学力向上パートナーシップ事業として本市は全校で算数、数学に特化した課題分析を行い、その課題改善のために各学校の教員が前向きに東京ベーシック・ドリル等による補修学習や授業改善に取り組んだ成果として判断しているところでございます。

この成果につきましては、校長会や教務主任会、研究主任会等において各学校の取組を評価し、教員に対しては引き続きの取組を推進していくように指導してまいりたいと考えております。

各教科の正答数分布及び観点ごとの平均正答率、そして課題が見られた問題については、それぞれお示しをして、教員の指導資料として活用がで

きるように作成いたしました。

小学校国語につきましては、A問題における下位層の分布が全国水準に改善された反面、観点ごとの平均正答率において書く能力、読む能力の数値からもわかるようにこの問題に課題が見られました。

A問題の5番、物語の登場人物について相互の関係から該当する人物を当てはめる問題につきましては、この文章を正確に捉えるにはふだんの授業において関係図にあらわすなどして整理すると同時に、叙述をもとに登場人物の特徴を想像することにより、児童同士が意見を交流し、自己の考えを形成させていくことが大切となります。

B問題の3番については、2つの詩を比べて読み、自分の考えを書く問題ですが、平均正答率が35.3%であり、無回答率は37.2%でございました。日ごろから表現の工夫や詩の捉え方を観点にして自分の考えを書く練習が必要となる問題でございます。

小学校算数につきましても記述式の問題に課題が見られました。B問題の3番、(3)番の問題における本市の正答率は、25.1%と低いものの、無回答率を見ると2.8%しかありません。したがって、回答した児童は自分がわかったことを何らかの形で表現しようとしており、昨年度の調査で課題となった無回答率の多さはこの1年間で大分改善されているということが言えると思います。しかし、この問題は記述できていないといけないポイントが3ポイントほどあり、根拠が不十分である回答が多かったという結果でございました。この点を改善するために、ふだんの授業で判断の理由を説明させるだけでなく、不十分な説明には授業者がよりよい表現に洗練していき、説明の技術を上げていくことが大切になります。

次のA問題の6番におきましても、作図の根拠を説明する問題で、やはりふだんの授業で改善が図られるべき内容でございました。

続きまして、中学校国語でございます。正答数分布からもわかるように、B問題についてはまだまだ改善が必要と判断しております。課題が見られた問題をごらんください。この問題は、自分の考えについて条件どおり記述できているかどうかを見る問題で、その考え自体はどうかという見る問題ではございません。誤答分析をしますと、小学校同様に無回答率は低いということから、全く回答が書けていないのではなく、与えられた条件を十分に書けていない回答が多いという結果でございました。この問題からもわかるように、観点を決めて意見を述べ合うだけでなく、小学校同様足りていないところを授業者が補い、その意見を洗練していくことが大切に

なります。

最後に、中学校数学です。中学校数学の正答数分布からは、昨年度この調査を実施した学年が受験した東京都の調査における正答数分布と比較して、この成果が飛躍的であったことがわかりました。課題が見られた問題を見てみますと、 $2m + 2n$ を $4mn$ としてしまう基本的な理解ができていないと思われる誤答があった一方で、本市の課題として目立ったのは、やはり数学的な説明が不十分な回答をした生徒の割合が多かったというところでございました。

そして、今回正答率が上がった要因につきまして、児童・生徒質問紙調査でその一部が示されておりました。この児童・生徒質問紙調査は、全部で74項目あるのですが、そのうち3項目について特徴が見られましたので、お示しをしました。まず、ふだんの授業において自分の考えを発表する機会が与えられているか、それとクラスの友達同士で話し合う活動をよく行っているか、この2項目につきましては、現行の学習指導要領の目玉であります言語活動が授業に取り入れられているかどうかを児童・生徒の立場で見る設問でございます。この2つの設問は、平成20年度から経年で設定されており、本市の状況を過去と比較すると小学校、中学校ともに肯定的な回答をしている児童・生徒の割合が多くなってきていることがわかります。この結果から、教員が言語活動を取り入れた授業を実践し、思考力、判断力、表現力を身につけさせるよう授業改善が図られていることがわかります。

今年度における東京都及び全国との比較を示したグラフを見ていただくと、1時間以上授業外において学習している割合について、本市の割合は明らかに少ないことがわかります。ここから、学校だけでなく、家庭における学習時間の確保についても改善が必要と判断できるものでございます。

こちらの冊子につきましては、校長会や教務主任会等において教員に直接説明したり学校訪問の際の指導資料にしたり、さまざまな場面で活用してまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質問ではないのですけれども、本当にこの学力調査の結果をこのように細かな分析をしていただき、またそれを学校の指導に生かせるように結果をまとめていただいた、これも学校の教育活動が活発になるのと同時に、

子どもの学力も上がっていった原因の一つではないかと思います。本当にここまで細やかなデータを出していただき、今後もっと有効活用できたらいいなと感じました。

それで、子どもたちの様子が本当に目に見えてくるグラフで、わかります。特に算数、国語に関するA問題が大分改善されてきたというのは、子どもたちの学校での学力がついてきたかなということを感じるのと、B問題がなかなか増えないのは、学校だけではなくて、私たちのいろんな施策のかけ方などもこれから考えていかなければいけないのかなと感じました。

それから、子どもたちの生活の改善についてですが、一般的な資料は私たちもまだいただいているわけですが、学校の授業を見ておりましたが、子どもの意見を取り入れた授業をされる先生もたくさん見えています。でも、何校かの授業を見て、先生によって少し差があるようにも感じております。どの学年でもどの教科でも、やはり子どもの意見を取り入れて展開していけるような授業をしていただけるように、お願いしていきたいと思います。

本当に細やかなデータをありがとうございました。

ほかにございますか。

徳永委員 大変わかりやすい資料をありがとうございました。実は新聞でこの全国学力調査の発表があつて、その後に2人ほどの人から福生市ではどうですかという質問を受けました。自分の子どもというよりは自分の孫という世代の人だったけれども、非常に関心が高いと感じました。そのとき私は、9月の定例会で報告を受けることになっているので、福生市の実情というのはよくまだ知らないからということで、その場では言葉を濁したのですが、そのような質問などがあつた場合の対応として、この資料というのは学校外、保護者や一般市民などにも配布されたりするのですか。あるいは、私から見せてもよいものですか。

それから、そういった質問に対して答えるときに、話の中で、例えば来年度から四小がなくなるのか、来年4月から中学校で給食が始まるのか、そのような話になるのです。その流れの中で、福生市の学力テストは悪かったのだろう、などという決めつけがあるようです。それは明らかに風評被害で、そんなことはない、むしろこのところは全国を上回っているものもあると答えたのだけれども、今年のことに関して言うと、明らかに小学校では縮まっているし、中学校では躍進しているということでした。また、平均を上回るものもあるとのことでした。まとめて言えば全国水準に近



いと答えてもよろしいのでしょうか。

参事兼指導室長

少し広い御質問をいただいたので、私からお答えします。

まず、第四小学校の設置のことについても今お話があったわけですが、学校教育については、市民の皆さんにとってさまざまな関心があると思います。いわゆる事務的な計画であるとか数字の部分であるとか、そういったことについては、指導室でお答えいたします。直接問い合わせてくださいとも結構ですよと伝えていただいて、あとは私どものほうできちんと誠意を持って対応させていただきます。

学力についてですが、学力というのはあくまでも個人の力の一部分であり、よく平均が低いとか高いとかという言い方をされることがあるのですけれども、それについては、例えば、東京都教育庁指導部の担当課では、それを明らかにすることが調査のねらいではないとっております。つまりAという小学校にいた子が何らかの理由でBという小学校に移って、Aの小学校は学力が高かった、Bの小学校は学力が低かったという言い方をすることがありますが、Aの学校にいたお子さんがBの学校に行けば、個人の学力がそのまま移ったということなので、層としては変わらないわけですね。Aに行ったら急に落ちたとかBに行ったら急に上がったということはない、あくまでも個人の力が問題でございます。

もう一つは、今回の子どもたちと去年、そして来年、それぞれ学年層がありますので、躍進という言葉は指導主事には使わせましたけれども、私どもは、努力が実っている、あらわれていると思っております。ただ、それをもっていわゆる学力に課題のあるお子さんが少なくなったとか増えたとかというような断定的な言い方は慎みたい、あくまでもその年の一つの面のあらわれであると思っております。施策的に積み重ねてきたものが形になった、花開いたというようなことは、私どもも思っておりますが、それを論拠に全ての本市の子どもたちの学力に課題がなくなったということは思っておりません。指導主事が説明したとおり、躍進した部分があるとか全国平均を超えた部分もあるというのは事実でございますので、それについて委員の皆様から説明していただいて構わないですし、お手元のものは公開されているものでございますので、コピー等していただいてお渡しいただくのも大丈夫でございます。

以上でございます。

徳永委員

ありがとうございました。

委員長

ほかにもございますか。よろしいですか。

教 育 長 今参事が説明をいたしましたけれども、学力、この後に出てくる不登校もそうなのですが、基本的には子どもたち一人一人の問題ということでございます。ただ、マスコミ等は集団の質とかその地域、地区のことを取り上げるという部分がございます。私の報告の中でも申し上げましたが、このような調査については趣旨、目的を持って行っておりますので、その趣旨、目的に沿って私どもは分析をし、公表して説明責任を果たすということをこれまでもやってまいりましたし、今回もそうでございます。ただ、特徴的なことは、指導主事の説明の中に出ておりますように、課題や努力すべき点をきちんと明示していくということが非常に大事なことでであると捉えております。効果として出てきた部分については認め、褒めるというところはもちろんあるわけでございますが、今後どういった点を努力すべきなのだろうということをこの調査の趣旨と踏まえて、それをもとに学校教育においてきちんと授業改善をしていくこと、そしてまた保護者についても協力を仰ぎながら家庭学習の習慣をより促進するような形で指導、支援をしていくことが大事であると認識しております。この分析についても、そういった点を踏まえた結果になっていると思っております。市議会においても答弁しておりますが、このたびの調査対象学年については、おおむね全国水準にあるということが小中をあわせると言えるのではないかと、市議会、市民の代表の方々にはそう説明をしているところでございます。細かい値が余りひとり歩きしますと、子どもたちの名誉といたしますか、そういったことも影響する部分がございますので、あくまでも取り扱いは慎重にしていかなければなりません。あくまでも一側面であるということでありまして、基本的に私たちは15歳の学力保障というものを小中一貫でうたっておりますし、また子どもたちの未来を開くということを目標に今後とも努めてまいります。

以上でございます。

委 員 長 ほかにございますか。よろしいですか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。報告第34号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第34号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第35号、「福生市不登校児童・生徒月別報告書」

及び「個別支援カルテ」についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第10、報告第35号、「福生市不登校児童・生徒月別報告書」及び「個別支援カルテ」について報告いたします。

福生市の平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果では、不登校の出現率が小学校では0.59%、中学校では6.09%という状況です。東京都と全国の出現率は24年度まで公表されており、それを挙げますと小学校では東京都が0.34%、全国が0.31%であり、福生市は約1.7倍です。中学校では東京都が2.76%、全国が2.56%であり、福生市は約2.2倍です。平成26年度1学期末現在、福生市の不登校状況は小学校では3名の0.12%、中学校では30名の2.44%の児童・生徒が30日以上不登校を理由として登校できていないという状況です。不登校問題は、福生市の最大の教育課題であると言えます。また、福生市の定住化対策の柱の一つである新5G、魅力ある学校づくりを実現するに当たっても、解決しなければならない課題でもあります。

そこで、教育委員会では平成25年度から学校と関係機関が連携してこの課題を解決し、魅力ある教育政策を検討するためにふっさっ子未来会議を設置しました。ふっさっ子未来会議では、6つの未来提言がされ、その2つ目には福生市立学校不登校総合対策の策定があります。その中で、不登校を防止し、解消するとともに、発達のアンバランスな子どもの成長を支援する個別支援カルテを作成し、学校及び外部関係機関の支援の状況及び本人と家庭の状況が可視化できるシステムを構築し、不登校の未然防止と学校復帰を図ることとしています。本市においては、今までも長期欠席児童・生徒の状況等に関する調査を学期に1回実施していましたが、抜本的な改善に至りませんでした。不登校問題の改善を図るためには、個別対応が重要であると考えています。すなわち児童・生徒のニーズと学校や関係諸機関による支援の一体化を図ることです。そのために、福生市不登校児童・生徒月別報告書及び個別支援カルテの活用を通して本市児童・生徒の不登校の改善につなげていきたいと考えております。

この報告書は、毎月末に不登校児童・生徒月別報告書によっていつ誰がどのような指導や対応を行ったか、あるいは保護者との連携の状況等について学校ごとの報告を求めるとともに、不登校傾向がある児童・生徒についても把握してまいります。また、個別支援カルテによって不登校児童・生徒一人一人の詳細な指導記録や不登校の状況等を把握し、学校、教育委

員会指導室、教育相談室が連携して不登校対策に取り組むニーズと支援の一体化につなげてまいります。

報告は以上です。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

この不登校児童・生徒の個別支援カルテについてももう少し伺いたいのですけれども、このカルテを例えば子どもにかかわっているその関係者がいつでも閲覧できる、またはその関係者が手元に置いているというものでよろしいのですか。

指導主事 はい。

参事兼指導室長

少し補足をさせていただきます。この個別支援カルテの前に、月ごとに子どもたちの状況を詳細に把握して、そしてこちらは学期ごとに作成した原簿でございます。学校が原簿を保管します。指導室へ毎学期ごとに、あるいは年度末に写しを提出していただいて、指導室は教育センターの相談室の主査と連携し、同じものを指導室と相談室が持つということになります。ですから、一人一人のお子さんがどのような状況で不登校になっていて、学校がどのような働きかけをしてきたか、この働きかけの状況を踏まえてニーズがどうだったかというものを把握しながら、次の学期にどのような働きかけが相談室や指導室としてできるか、教員としてできるかなど、連携していく一つの情報センターの役割をカルテに持たせようと考えております。

以上です。

委員長 それでは、カルテの管理というのはどのようなになるのでしょうか。

参事兼指導室長

カルテの原簿の管理は、学校でございます。そして、これは高度な個人情報でございますので、複写したものを指導室へ直接いただいて、同じように直接相談室へ渡します。管理は厳重にしていけないものと認識しております。

委員長 学校に保管してあっても、誰でも気楽に見られるものではなく、校長など責任者を通して閲覧するということによろしいのでしょうか。

参事兼指導室長

これは、いわゆる一般の文書ではございませんので、例えば医療関係者にお子さんを観察していただいた記録なども含まれていて、これを見られる者というのはごくごく限られた者でございます。自分たちの学校のお子さんですので、学校はもちろん見ることができるわけですけれども、教育委員会においても誰でも見ることができるものではございません。

委員長 わかりました。

それでは、資料の中に不登校児童・生徒の報告書というのがありますけれども、不登校の子どもの日常といいますか、細やかな記録がされていくものがこの報告書ということによろしいですか。

主幹 先ほど指導主事からありましたように、今までの学期ごとの報告書では、数値のみで、実際に学校が一人一人の児童・生徒に対してどのような対応をとったのかということが記載できない点が大きな課題でございました。そこで、一人一人の児童・生徒に対して学校がその月にどんな対応をしたのかということを確認するために様式を定めました。何月何日にだれが当該児童・生徒に対してどんな対応をし、どんな結果を得られたのかを個々の児童・生徒ごとに記録します。また、この報告書を通して管理職が個々の状況を確認でき、各教員に指導・助言をすることもできます。さらに、学校ごとの一覧表として、誰が何日休んでいるのか、また、働きかけによって改善の方向に向かっている、あるいは解消したなどがわかるよう、学校ごとにまとめて報告します。

委員長 それで、これまでも福生市では不登校の件におきまして、学校だけではなく、本当に1人の子どもに多くの方がかかわっていらっしゃる例がたくさんあったと思うのです。民生児童委員であったり、主任児童委員であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、地域の方であったり、でもその大勢の方がそれぞれかかわっていらっしゃるのですけれども、それを一つに集約してあるというものがなかったような気がするのです。できましたら、個々の報告書は、学級担任が記録し、持っているということでしたけれども、その子どもにかかわっていらっしゃる全ての方がいろいろな働きをされていますので、それを一緒に集約できるものが記録として残っていけば、その子に対してはどれが有効だったとかどの人が一番心を開いてくれそうだとか、何か見てわかるようなものが子どもの資料としてできれば、もっと早く解決策というのを見つけられるのではないかなと思います。

主幹 まさに委員長がおっしゃるとおり、その資料が報告書になります。それを学期としてまとめたものがカルテになります。

委員長 わかりました。本当にこれが有効に活用されることを期待しております。ありがとうございます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第35号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

御異議なしと認めます。

よって、報告第35号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、その他報告事項について説明願います。

1番目、平成26年度上半期福生市立中学校部活動実績について、これは指導主事からお願いいたします。

指導主事

それでは、平成26年度上半期福生市立中学校部活動実績について報告いたします。

平成26年4月から8月までの福生市立中学校の部活動大会成績につきまして一覧表でお示しをしております。

なお、本結果につきましては教育広報「福生の教育」10月15日号にも掲載する予定でございます。

その中で特に顕著なものとしたしましては、福生第一中学校では野球部が東京都中学校野球春季大会で第3位に入賞しており、夏の選手権大会に推薦出場しております。二中ではバレーボール部、剣道部が団体で都大会に出場しているほか、吹奏楽部では東京都中学校吹奏楽コンクールA組で金賞を受賞しております。福生第三中学校でも吹奏楽部が東京都中学校吹奏楽コンクールB組で金賞を受賞しております。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

これに関しては何かございますか。

一中の野球部は、都大会での成績はどうですか。

指導主事

選手権大会の結果につきましては、上位入賞したという報告は入ってございません。詳細については不明でございます。

委員長

わかりました。

よろしいですか。

渡辺委員

みんな頑張っているなって、頼もしく思います。

委員長

そうですね。

では、次の報告事項に参ります。

第14回福生市子ども議会の概要について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

生涯学習推進課長

それでは、その他報告事項2、第14回福生市子ども議会の概要について御説明いたします。

1、目的の（４）にありますように、学校教育と社会教育の連携、融合としまして、質問の取りまとめなど、学校の協力を得て現在開催に向けた準備をしているところでございます。

2、実施日でございますが、平成26年10月18日土曜日、午前10時から正午までを予定しております。

3、会場は市議会議場でございますが、議長席もそのまま使わせていただきます。

4、内容についてでございますが、答弁しますのは質問に対して所管します管理職員の課長職でございます。

5、子ども議員につきましては、市内の全7小学校から5年、6年生について各校2名ずつを選出していただきまして、既に子ども議員からの質問の通告はいただいております。

議長、議会事務局長、議会運営委員長は学校創立順の順番に選出していただいております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かお聞きになりたいことはありますか。

徳永委員 質問テーマは1人1題とし、答弁と合わせて1人4分程度、去年傍聴させていただいて、何か言いつ放し、聞きつ放しになっていたもので、答弁を聞いてからもう一回子どもに発言のチャンスがあるといいなと思ったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

生涯学習推進課長 現在のところ時間の関係もございまして、再質問のやりとりは行っておりません。ただ、質問があったものをそのままにするということではなくて、例えば25年度におきまして、やりとりの中で対応できなかった部分について26年度はどのような対応をしているか、ということを担当課で調査しております。昨年度はそのような事案が3件ございましたけれども、それにつきましても調査しまして、またこれも具体的なことがまとまりましたら、小学校の児童へ対処を知らせたいと思っております。

以上でございます。

委員長 私もずっと行かせていただいているのですがけれども、子どもの意見が大きく変わってきたのはここ数年ではないかと思うのです。これまでは、子どもたちの要望であるとか、また身近な生活のことの議題が多かったのですけれども、ここ最近子どもたちの目が大きく市政一般に向けられるようになって、例えばまちの商店街のことであったり、福祉バスのこととか、

少子化の問題であるとか、福生の歴史とか文化財のことについてとか、本当に子どもたちの関心が広く市内のことに広がっていると思います。ことしの子ども議会も楽しみにしております。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、次に参ります。

第44回福生市民文化祭について、公民館長、お願いいたします。

公民館長 それでは、第44回市民文化祭について報告いたします。

日程は、ちょうど1カ月前の10月26日から11月16日までの間の土曜日、日曜日及び祝日の全8日間でございます。発表部門ごとの詳細は、資料に載せておりますが、主なものといたしましては市民会館大ホール、小ホールで演じられます新舞踊、ヒップホップダンスや日本舞踊、福生の祭り囃子、三味線などの発表には172団体、2,350人が参加されます。また、11月1日の午後には小ホールで第21回の福生市青少年の意見発表会がございます。市民会館、公民館、さくら会館全室を使用しての展示部門でございますが、書道、絵画、華道、陶芸、写真などの59の団体、個人、総勢で823人が出品され、展示されます。

市民会館の2階、第1集会室では、青少年海外派遣事業にことし参加された方々の展示がございます。

また、茶室福庵では、11月3日、福生市茶道連盟の御協力によりましてチャリティー茶会が昨年引き続き実施されるところでございます。

ことしの変更点は、実行委員会の中で、隣の羽村市で開催されている市民文化祭などを見ますと、簡単ではございますが、軽食の販売などがあるということで今回同じような要望があり、検討されまして、福生市社会福祉協議会の御協力により会館前庭での軽食販売を予定しております。

開場式は、11月1日土曜日の午前9時半受付開始で、10時から式典が始まります。教育委員の皆さんには全員登壇いただきまして、開式の言葉を文化祭副会長として教育委員長からいただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、昨年の文化祭の来場者数は、一番下のほうに載っておりますが、延べ1万6,500人で、前々年より増えたところでございます。またことしも盛大になりますようよろしくお願いいたします。

以上で報告といたします。

委員長 何か御質問ございますか。

公民館にかかわっていらっしゃる加藤委員、文化祭について何かござい



ますか。

加藤委員 皆様に足をお運びいただき、一人でも多くの方に市民の力を見ていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

委員長 そうですね。皆さん誘い合って参りたいと思います。

それでは、次に参ります。

福生市図書館協議会市民公募委員選考結果についてを図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、福生市図書館協議会市民公募委員の選考結果について報告させていただきます。

現在の委員が平成26年10月31日までで任期満了となります。そのため、福生市図書館協議会条例の第3条に基づきます公募による市民2名を募集いたしましたところ、4名の市民の方から御応募いただきました。9月10日に福生市図書館協議会市民公募委員選考要領に基づきまして、教育次長、庶務課長、生涯学習推進課長、公民館長、図書館長で構成いたします福生市図書館協議会市民公募委員選考委員会におきまして論文審査を行いました。その結果、資料がございます2名を公募委員として選考いたしました。

任期につきましては、平成26年11月1日から2年間になります。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、そのほかに報告事項はございますか。

参事兼学校給食課長 あきる野市にあります近藤醸造、キッコーゴですが、高いというイメージがあって今まで敬遠していたのですが、地産地消がなかなかない中、天然酵母で体にもいいということなので、少し高くても使いたいと思いましたが、調べましたら、逆に今買っているしょうゆよりも安く購入できるということで、御協力いただけることになりました。量的には100%ではないのですが、今年度中はパーセントで言えばフィフティフィフティぐらいです。来年からは指名をしてキッコーゴのしょうゆに変えていきたいと考えています。あと、このほかに東京で味噌を作っている所もございますけれども、そちらとも交渉をして、できるだけ東京産のものを使っていきたいと思っております。体にいいものという前提で、いろいろ調べながら徐々に加えていきたいと思っております。

委員長 おいしくて体によくて安くて、もう言うことないですね。ぜひぜひ使っていただきたいと思います。

ほかにはございますか。

先日、三中の道徳授業に行ったときに聞いたお話なのですが、冒頭に教育長より子どもの自転車の事故についてお話がありました。自転車に乗っていて、今までは被害に遭う子どもについての安全とか、対策などを考えてきたわけですが、最近は自転車に乗っていて加害者になる、反対の立場になるケースも増えてきています。それに関して、自転車の保険に入っていたらいいなと考えていたのですが、三中に参りましたら、PTAの会長さんより自転車損害賠償保険の加入のお勧めということで、PTAが中心になって保護者に呼びかけていこうというお話を伺いました。このような保険加入につきましては、なかなか私たちのほうからお願いしにくいのですが、PTAでやっていただけるということで、ありがたいなと思いました。これが三中だけではなく、PTAを通じてほかの学校にもつながっていけばいいなと思っています。

また、今回の学力生活調査の中で「スマホの使用時間が多ければ多いほど学力に影響が出てくる」という結果がありましたが、それを受けて三中学区（三中・五小・七小）PTAが合同で「家庭でのスマホ使用の制限についてのお願い」を作成し、保護者あてに出してくださったとのことです。このような動きをPTAが積極的にされていることは、本当にありがたいことです。教育委員会としても、できるだけ協力させていただきたいと思っております。

ほかに委員の皆さんからございますか。よろしいですか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして平成26年第9回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時27分 閉会